

帯広消費者協会機関紙「おびひろ消協だより」

第357号

平成30年6月10日発行

一般社団法人帯広消費者協会
とちプラザ1F（西4南13）

TEL 22-7161（直通）

TEL 22-8393（相談）

Fax 66-5965

E-mail osk-1@atlas.plala.or.jp

URL <http://obihiro-sk.main.jp/>

ささやき

平成30年度 定時総会報告

5月25日（金）とちプラザ2階・視聴覚室において、出席者248名（委任状等197名含む）のもと、平成30年度定時総会が開催されました。

開会に先立ち、定時総会では今回初めての試みとなる、バイオリン・和光憂人様、ピアノ・長尾崇人様のお二人による演奏会が行われ、出席された皆さんが、素晴らしい音色にしばし聞き入っていました。



総会に入り、丸谷会長より「消費者被害は相変わらず深刻な状況で、相談件数も前年比10%増加している。新しい手口で行われており、新しい情報を発信していくことが大事と感じている。会員数の減少は全道的な状況。様々な情報にアクセスできる中で、会員にならなくても情報に接することはできるが、会員への情報発信は周りに広がっていくので、役割は大きい。」と挨拶がありました。

続いて、来賓の帯広市市民活動部長 野原隆美様、十勝総合振興局保健環境部環境生活課長 清水直子様からご挨拶をいただき、議事に入りました。

議事では、平成29年度事業報告及び収支決算報告の承認とともに、すでに理事会で決定を受けた平成30年度事業計画書及び収支予算書について報告がありました。

特に事業計画書では、新たな消費者トラブルをはじめとする消費者を取り巻く環境と課題を認識し、「活性化プラン」を継続推進するとともに、4つの重点項目を柱とする取り組みや各消費者協会との連携と情報交流を図る旨の説明がありました。

質疑等は特になく、全会一致で承認をいただきました。

※活動方針について、詳しくは総会議案「平成30年度事業計画書」をご覧ください。

（ホームページでもご覧いただけます。）



平成30年度 消費者月間の取組み

平成30年度 消費者月間統一テーマ 「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

街頭啓発

毎年5月は「消費者月間」です。

消費者被害防止のための啓発活動を30日に実施しました。

丸谷会長はじめ、村上副会長、谷津副会長、帯広協会会員、十勝総合振興局環境生活課、帯広市市民活動部の皆様計23名が参加し、藤丸前ふれあい広場、長崎屋帯広店前交差点周辺、帯広市図書館前交差点周辺にて、被害防止用のチラシと啓発用粗品300部を配布しました。



移動「消費生活パネル展」

5月15日～5月18日に、帯広市役所市民ホールにて、「消費生活パネル展」を開催しました。

パネル展では、架空請求、訪問購入、次々販売などの悪質商法の手口を紹介し、国民生活センターの「見守り新鮮情報」を掲示して、注意喚起を行いました。

また、第9回消費者川柳コンクールのお知らせとともに、一昨年作成した「川柳かるた」の展示も行いました。



展示物の一部は、アドバイスセンターで展示中です。



第43回 十勝消費者大会のご案内

大会テーマ

『 消費者の権利と責任～消費者市民社会を目指して～ 』

と き 平成 30年 7月 6日 (金)

10:00～15:00 (受付 9:30～9:50)

ところ 芽室町中央公民館 大ホール(芽室町東3条3丁目1 ☎ 0155-62-4680)

参加費 700円 (昼食代)

- 講演会 演題 「民法・消費者契約法の改正から学ぶ
～ 消費者の権利と責任の拡大～」
講師 松久 三四彦 氏
[北海道大学名誉教授、北海学園大学大学院法務研究科長、
博士(法学)、弁護士]

- 全体会議 テーマ
「消費者力アップを目指して～活動、啓発 それぞれの形～」
・ 活動事例発表、芽室消費者協会「寸劇 仲間」公演
「しまった、困った、騙された！」
○ 電子マネーの落とし穴 ○ 還付金詐欺に騙されたふり作戦

- ※ どなたでも参加できます。お誘い合わせの上、お気軽にご参加下さい。
※ 申し込みは、**6月20日(水)までに**、帯広消費者協会にお申し込み下さい。
※ 大会当日は、マイはし・マイバッグをご持参下さい。個々の会議用大封筒の配布はありません。
※ 現地集合・現地解散です(時間厳守でお願いします)。
交通手段の無い方については、事務局で対応します(とかちプラザ集合)。

【申込先；帯広消費者協会 Tel 0155-22-7161・Fax 0155-66-5965】

～ 動く講座 兼 北海道消費者大会参加のお誘い(再) ～

平成30年度の動く講座は、名寄市開催の北海道消費者大会の参加と合わせて実施します。講座では、旭川方面へ赴き、地産地消や環境などについて知識を深めます。お誘い合わせの上、是非ご参加下さい。

◆ 実施期間 平成30年9月6日(木)～7日(金)

- 動く講座 視察先 ① 男山酒造り資料館(旭川市永山2条7丁目1)
- ② 旭川デザインセンター(旭川市永山2条10丁目1-35)
- ③ 川村カ子トアイヌ記念館(旭川市北門町11丁目)
- 第55回北海道消費者大会 名寄市民文化センター(名寄市西13条南4丁目)

◆ 参加費 1人 10,000円【2昼食代、宿泊費(1泊朝食付)】

◆ 募集人数 20名

◆ 講座等日程(予定)



月日	時間	場所・内容
9月6日 (木曜日) ※動く講座	8:50 13:10 14:30 15:40 16:20 17:00 17:30	集合(市役所or帯広百年記念館：調整中) 昼食(バイキング ファイブスター旭川店) 男山酒造り資料館 旭川デザインセンター 川村カ子トアイヌ記念館 終了 ホテルメイツ旭川到着 *チェックイン後は、自由行動です。
9月7日 (金曜日) ※北海道 消費者大会	8:15 9:45 10:30 11:00 12:00 13:00 14:45 15:00 15:10 17:00 20:30	ホテル出発 大会会場到着(名寄市民文化センター) 開会式 基調講演 休憩(昼食：弁当) パネルディスカッション 大会宣言・閉会式 閉会 会場出発 (旭川市) 帯広到着(市役所or帯広百年記念館：調整中)



◆ 申込方法・期限 TEL又はFAXで、6月20日(水)までにお申し込み下さい。

※ キャンセルの受付は、7月31日(火)までとなります。

8月1日以降の場合は、キャンセル料が発生します。ご了承下さい。

◆ その他不明な点は、事務局までお問合せ下さい。(TEL 0155-22-7161・fax 0155-66-5965)

無料弁護士相談会のお知らせ

- 日時： ① 平成30年7月20日（金） ※ 各日13:30～15:00
 ② 平成30年8月17日（金）
 ③ 平成30年9月21日（金）
 ④ 平成30年10月18日（木）
 ⑤ 平成30年11月16日（金）
 ⑥ 平成30年12月21日（金）
 ⑦ 平成31年2月14日（木）

事前予約が
必要です。



場所： 帯広市消費生活アドバイスセンター第3相談室
 人数： 各日3名（帯広市民の方が対象となります）一人30分
 申込： 帯広市消費生活アドバイスセンター TEL22-8393（10時～17時）

第9回消費者川柳コンクールのお知らせ

「消費者川柳コンクール」は、今年で9回目になります。
 応募資格は、十勝管内に在住の学生の方で、部門は下記の2部門です。

- ・小学生・中学生部門 … 小学生・中学生の方
- ・学生部門 … 高校生・短期大学生・大学生・大学院生・専修学校生・各種学校生の方

十勝管内の小・中・高校、及び大学等に募集のご案内を送付しました。
 会員の皆様もお知り合いの学生の方にお声掛けいただきたく、お願いいたします。

応募テーマ：「わたしたちのまわりの消費・生活・環境について」
 応募期間：平成30年5月22日（火）～平成30年8月31日（金） 必着

*詳細は、帯広消費者協会ホームページ（URL：<http://obihiro-sk.main.jp/>）をご覧ください。

平成30年6月 価格の動向

灯油（1㍗当たり）8店

	最低	最高	平均
今月	87.00	97.20	91.17
前月	87.00	95.00	89.85

ガソリン（1㍗当たり）9店

	最低	最高	平均
今月	146.00	154.00	148.33
前月	139.00	147.00	141.44

購入日
平成30年5月中旬～
6月5日まで
単位：円（小数点以下銭）

プロパンガス（メーター買い）4店

	1㎡当たり			5㎡当たり			10㎡当たり		
	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均
今月	1,700.10	2,891.00	2,278.78	4,301.47	5,815.00	4,783.62	7,062.22	9,471.00	7,751.31
前月	1,710.14	2,891.00	2,281.29	4,351.69	5,815.00	4,796.17	7,162.66	9,471.00	7,776.42



帯広市消費生活アドバイスセンター

相 談 室

NOW



(0155) 22-8393

食中毒に気を付けましょう！

Q 気温が上がり食中毒が心配な季節になりました。家庭でどのような事に気をつけるのでしょうか。予防のポイントを教えてください。

A ★ 食中毒の3原則は「つけない」「増やさない」「やっつける」です。
具体的な例をご紹介します。

① 菌を食べ物に「つけない」

加熱せず食べる場合には特によく洗いましょう。購入した食品はビニール袋などにそれぞれ分けて包み、持ち帰って保存しましょう。ふきんの洗浄・消毒も大切です。

② 食べ物についた菌を「増やさない」

冷蔵・冷凍食品は持ち帰ったらすぐに冷蔵庫に収納しましょう。冷蔵・冷凍状態でも微生物は死なないので、早めに使い切りましょう。調理前後の食品は、室温に長く放置しないようにしましょう。

③ 食べ物や調理道具についた菌を「やっつける」

中心温度75℃、1分間以上の加熱により、ほとんどの病原微生物を死滅させることができます。残った食品を温め直すときも、しっかり加熱します。



6つのポイントで菌を「つけない」「増やさない」「やっつける」を実践することが大切です。

もし、食中毒かなと思ったら、すぐに医師の診断を受けましょう。

詳細は、別紙チラシをご覧ください。



平成30年4月・5月相談件数

4月

150 件

5月

108 件

累計件数
(4月～5月)

258 件

協賛団体のご紹介（平成30年5月現在）

当協会の目的と活動にご協賛いただいている協賛団体の方々です。

- 来海有起税理士事務所
- 帯広地方卸売市場株式会社
- 株式会社ズコーシャ
- ALSOK北海道株式会社 帯広支社
- 株式会社帯広ジャパン
- 宮坂建設工業株式会社
- 東洋印刷株式会社
- (株)オカモトホールディングス